

|       |          |   |  |  |  |   |
|-------|----------|---|--|--|--|---|
|       |          | 推進に関すること。                                       |  |  |  |   |
| 健康福祉部 | 子ども家庭福祉課 | 1 児童の福祉に関すること（少子化対策推進課及び知的障害福祉課の分掌事務に係るものを除く。）。 | 1 熊本県児童福祉法施行細則（昭和43年熊本県規則第34号）第13条の規定による徴収金の減免をすること。 | 1 児度福祉法（昭和22年法律第164号）第35条の規定による児童福祉施設の設置の認可に關すること。   | 1 同法第27条第1項第3号の規定による里親及び保護受託者の認定に關すること。<br>2 同法第46条の規定による児童福祉施設の最低基準実施の監督に關すること。<br>3 同法施行令（昭和23年政令第74号）第18条の8の規定による保育士試験に關すること。 | 1 同法第56条の規定による福祉の措置に要する費用の代負担及び支払い命令に關すること。<br>2 同法の規定により設置された児童福祉施設の保護単価又は保育単価の決定に關すること。<br>3 児童保護に必要な物資等の配分に關すること。<br>4 学校及び救護施設指定取扱規則（昭和33年日本国有鉄道公示第326号）第23条から第27条までの規定による児童福祉施設に対する鉄道運賃割引に關すること。 |
|       |          | 2 母子家庭等及び寡婦の福祉に關すること。                           | 1 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第15条の規定による貸付金の償還の免除に關すること。  | 1 同法第14条の規定による母子福祉資金及び同法第32条第3項において準用する同法第14条の規定による寡婦福祉資金の貸付に關すること。<br>2 同法第22条の規定による母子家庭等日常生活支援事業及び同法 | 1 同規則第5条の規定による身元保証の契約の締結に關すること。  |   |

|                 |  |  |  |
|-----------------|--|--|--|
|                 |  | <p>第 33 条第 4 項において準用する同法第 22 条の規定による寡婦日常生活支援事業に係る立入検査等に関すること。</p> <p>3 同法第 23 条の規定による母子家庭等日常生活支援事業及び同法第 33 条第 4 項において準用する同法第 23 条の規定による寡婦日常生活支援事業の制限又は停止を命ずること。</p> <p>4 熊本県母子家庭等の身元保証に関する条例施行規則（昭和 34 年規則第 32 号）第 3 条の規定による保証の決定に関すること。</p> |  |
| 3 児童扶養手当に関すること。 |  | 1 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 18 条の規定により異議申立てに対する決定及び審査請求に対する裁決をすること。   | <p>1 同法第 6 条の規定による手当の受給資格及び手当の額の認定に関すること（福祉事務所の所掌に係るものを除く。）。</p> <p>2 同法第 8 条の規定による手当の額の改定に関すること（福祉事務所の所掌に係るものを除く。）。</p> |

|  |  |  |   |  |   |
|--|--|--|---|--|---|
|  |  |  |   |  | <p>3 同法第 14 条及び第 15 条の規定による手当の支給制限に関する事<br/>こと。</p> <p>4 同法第 28 条の規定による届出に関する事<br/>こと（福祉事務所の所掌に係るものを除く。）。</p> <p>5 同法第 29 条及び第 30 条の規定による受給資格者の調査等に関する事<br/>こと。</p> |
|  | 4 児童手当に関する事<br>こと。   |  | 1 児童手当支給事務に関する市町村の指導及び監査をする事<br>こと。   |  |   |
|  | 5 社会福祉法の施行に関する事<br>こと（児童福祉法に規定する児童福祉施設（知的障害福祉課の分掌事務に係るものを除く。）を<br>経営する事業、母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業、同法に規定する母子福祉施設を<br>経営する事業、社会福祉法に規定する父子家庭居宅介護等事業に関する事<br>ことに限る。）。 |  | <p>1 同法第 32 条の規定による社会福祉法人の設立の認可をする事<br/>こと。</p> <p>2 同法第 62 条第 2 項の規定による施設設置の許可をする事<br/>こと。</p> <p>3 同法第 72 条第 1 項及び第 2 項の規定による施設経営の取消し又は同条第 3 項の制限若しくは停止をする事<br/>こと。</p> <p>4 同法第 45 条の規定による仮理事又は特別代理人を選任する事<br/>こと。</p> | <p>1 同法第 20 条の規定による指導監督に関する事<br/>こと。</p> <p>2 同法第 56 条の規定による監督に関する事<br/>こと。</p> <p>3 同法第 58 条の規定による監督に関する事<br/>こと。</p> | <p>1 同法第 21 条の規定による関係職員の訓練に関する事<br/>こと。</p>   |
|  | 6 児童相談所、   |  |   |  |   |

|  |                      |  |  |  |  |
|--|----------------------|--|--|--|--|
|  | 保育大学校及び清水が丘学園に関すること。 |  |  |  |  |
|  | 7 保育士試験委員会に関すること。    |  |  |  |  |
|  | 8 児童虐待の防止に関すること。     |  |  |  |  |

別表第2健康福祉部精神保健福祉課の項分掌事務の欄中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第9項までを1項ずつ繰り上げ、第9項として次のように加える。

|                       |   |  |  |
|-----------------------|---|--|--|
| <p>9 支援費制度に関すること。</p> | <p>1 身体障害者福祉法第17条の4第1項、知的障害者福祉法第15条の5第1項及び児童福祉法第21条の10第1項の規定による指定居宅支援事業者の指定に関すること。</p> <p>2 身体障害者福祉法第17条の22、知的障害者福祉法第15条の22及び児童福祉法第21条の22の規定による指定居宅支援事業者の指定の取消しに関すること。</p> <p>3 身体障害者福祉法第17条の10第1項の規定による指定身体障害者更生施設等の指定に関すること。</p> <p>4 身体障害者福祉法第17条の30の規定による指定身体障害者更生施設等の指定の取消しに関すること。</p> <p>5 知的障害者福祉法第15条の11第1項の規定による指定居宅支援事業者の指定の取消しに関すること。</p> <p>6 知的障害者福祉法第15条の30の規定による指定知的障害者更生施設等の指定の取消しに関すること。</p> |  | <p>1 身体障害者福祉法第17条の20、知的障害者福祉法第15条の20及び児童福祉法第21条の20の規定による指定居宅支援事業者の変更の届出等に関すること。</p> <p>2 身体障害者福祉法第17条の21、知的障害者福祉法第15条の21及び児童福祉法第21条の21の規定による指定居宅支援事業者等に対する報告等に関すること。</p> <p>3 身体障害者福祉法第17条の27の規定による指定身体障害者更生施設等の変更の届出に関すること。</p> <p>4 身体障害者福祉法第17条の28の規定による指定身体障害者更生施設等に対する報告等に関すること。</p> <p>5 知的障害者福祉法第15条の27の規定による指定知的障害者更生施設等の変更の届出に関すること。</p> <p>6 知的障害者福祉法第15条の28の規定による指定知的障害者更生施設等に対する報告等に関すること。</p> |
|-----------------------|---|--|--|